



ミュンヘン研修記

～欧州統一特許裁判所(UPC)の実務についての所感～

1. はじめに

私は、2025年12月よりドイツのBardehle Pagenberg（ミュンヘンオフィス）にて研修を行っております。ミュンヘンでの生活や研修での経験、欧州統一特許裁判所（Unified Patent Court、UPC）の現状等についてご紹介したいと思います。

2. ミュンヘンでの生活について

私は2024年8月より米国Stanford Law Schoolでの留学を開始し、その後California Bar 受験、Procopio, Cory, Hargreaves & Savitch LLP（Silicon Valleyオフィス）での研修を経て、2025年11月にミュンヘンに渡りました。毎日快晴なカリフォルニアから、曇天の冬のミュンヘンへの移動だったため、気候の落差がなかなか衝撃的でした。ミュンヘンは11月でも既に非常に寒く、現地に着いた翌週には最低気温がマイナス13度にもなる日があったほどで、ミュンヘンでの生活は防寒着のショッピングから始まりました。なお、ミュンヘンは、ドイツの南端に近い位置にありますが、アルプスが近いことや標高が高いこともあり、ドイツの主要都市の中では最も寒い部類に入ります。

ただ、冬のミュンヘンは、至るところでクリスマスマーケットが開かれており、どこも街並みとライトアップが美しく幻想的で、とてもヨーロッパらしい雰囲気を感じられてよかったです（相当な防寒をしないと、クリスマスマーケットを楽しむどころではなくなるので注意が必要です）。



ミュンヘン（左）とシュトゥットガルト（右）のクリスマスマーケット

3. UPCの現状

私が研修中のBardehle Pagenbergは、ミュンヘンを本拠とする知財系の法律事務所です。特に特許紛争において強い実績を持っており、現状最も多くUPCの案件を担当している事務所のように、同事務所では多数の弁護士・弁理士がUPCでの訴訟に関与しており、皆口を揃えてUPCができてから仕事が忙しくなり続けていると言っています。特にミュンヘンでは、UPC訴訟だけでなく、近年国内裁判所での特許訴訟件数も急増しており（ミュンヘン以外の裁判所ではUPC設立以降は基本的に減少傾向にあります）、ミュンヘンはまさに特許訴訟の中心地となっています。

Bardehleでの研修では、UPC訴訟のHearingにも同席させていただく機会もあり、非常に参考になりました（なお、手続はドイツ語だったのですが、英語通訳が付きました）。訴訟費用の負担の決定方法などを含め細かい手続についてはまだ確立していない議論もあるようで、裁判官から各当事者・弁

護士の意見を聞きつつやや手探りで進行している部分もあるような印象を受けました。このようなタイミングでUPCの訴訟実務を直近に見ることができたのは非常に貴重な経験になりました。

UPCの審理や判決のクオリティについては、ミュンヘンの弁護士からは比較的好意的に受け止められている印象です。他方、やはりドイツ国内裁判所で受け入れられていた実務がUPCでどう判断されるかの見通しがつけにくく、予測可能性についてはまだ課題を感じるという意見もあるようです。

興味深いのは、UPC設立後の欧州での特許訴訟の戦略として、原告が自社の保有する特許ポートフォリオに基づいて権利行使をしようとするとき、UPCでの訴訟と国内裁判所での訴訟を並行させることが広く行われている、という点です。UPCの訴訟とドイツの国内訴訟にはいくつか手続的な違いがあり、特に重要な点として、UPCと異なり、国内訴訟では侵害訴訟において無効論が審理されないため (bifurcation)、例えば、国内訴訟で先行的に差止判決を追求しつつ、UPCで欧州全体での差止を狙う、という戦略が取られたりしています。欧州「統一」裁判所の設立が、このような新たな形態でのフォーラムショッピングを可能にしてしまっているというのは少し皮肉な状況のようにも感じられますが、いずれにしても、このような選択肢の存在が、ドイツを訴訟提起先としてさらに魅力的なものにしている、という状況にあるようです。統計としても、UPCでの権利者側の勝訴率は50%弱、国内特許訴訟はさらに高い、という状況にあり、しばらくは欧州での特許訴訟の波は収まらなさそうです。

研修においても侵害有無の検討や議論をする機会があるのですが、基本的な充足論などの考え方の枠組み自体は日本と大きな違いはないと感じつつも、ドイツの弁護士の判断としては、最後の結論の部分では侵害ありとい

う判断に倒れやすい (被告目線で言えば、相当強い主張がない限りは侵害リスクが否定しきれない) ような印象を受けています。



Bardehle Pagenbergのミュンヘンオフィス

4. おわりに

アメリカ・ドイツそれぞれにおける特許制度・訴訟制度を学ぶことができているのは非常によい経験になっていると感じます。特に、アメリカのロースクールで改めて特許制度自体の是非をゼロから考えさせるような授業を受ける一方で、まさに新制度に基づく特許訴訟の中心地で実務を体験できていることは、今後私のキャリアの中でもかけがえのないものになるように思います。

帰国予定の7月頃まで残りわずかですが、悔いのないようミュンヘンでの残りの生活を過ごしたいと思います。

筆者紹介

濱田 慧

弁護士。2015年弁護士登録。2016年TMI総合法律事務所入所。特許紛争を中心に広く特許関連の業務を扱う。慶應義塾法科大学院修了、Stanford Law School LL.M.修了。趣味はスノボ、旅行、ゲーム等。